

令和3年2月3日

緊急事態宣言延長に伴う利用団体へのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に係る早良市民センターの利用につきましては、緊急事態宣言延長に伴う全市的な対応を踏まえ、以下の通り対応する事としましたのでお知らせいたします。

対象期間 令和3年1月16日(土)～令和3年3月7日(日)

①営業（開催）時間の短縮（原則20時まで）

②人数上限及び収容率は収容人数の50%以下

よって新規に夜の部（18時～21時・ホール22時）の利用申請が中止になります。午前・午後の利用申請は可能です。また、すでに予約済みの団体は利用できますが、夜の部利用は20時までの時間短縮をお願い致します。

福岡市立早良市民センター
指定管理者 ふくおか市民施設管理JV